

## 『実践 訴訟戦術 [ヒヤリハット編]』

## 目次

## 第1章 依頼者への対応

Ⅰ 高齢の依頼者と意思能力	2
1 受任後に意思能力が低下するかもしれない	2
2 遺言作成後に遺言能力が争われるかもしれない	3
3 法律相談時に意思能力を確認するのは難しい	7
(1) 意思確認ができていたことを記録に残しておく	7
(2) 相談票を工夫する	8
4 財産管理の受任にあたって悩ましいこと	10
(1) 依頼者と連絡がとれなくなるかもしれない	10
(2) 面会以外の方法で依頼者の意思確認をしてはいけないのか	12
5 至急事件を受任して対応する必要があるかもしれない	16
(1) 依頼者が訴訟を提起されたとき	16
(2) 依頼者が詐欺の被害に遭ったとき	17
Ⅱ 反社会的勢力からの依頼	19
1 顧問先や依頼者である経営者が変わったときに	19
2 依頼者の事務所に行って反社会的勢力の疑いをもった ときに	20
3 反社会的勢力とは知らずに接見や起訴前弁護をしたときに	20
4 反社会的勢力が疑われるので辞任したいときに	23
5 元暴力団員の銀行口座をつくりたいときに	24
Ⅲ 依頼者との関係	26
1 依頼者が証拠の提出を拒み続けたときに	26
2 依頼者が迷っていたり心変わりしそうなときに	30

## 目次

3	依頼者が思い込みが強く誤解しがちな人であるときに	32
4	正式な依頼をせずに相談が繰り返されるときに	35
5	預かり品について依頼者とトラブルにならないように	37
6	裁判や弁護士に対して依頼者に認識のズレがあるときに	41
7	依頼者の服装に問題があるときに	45
8	依頼者との間で男女関係のトラブルになりそうなときに	47
9	依頼者はあると言っている証拠が実際にはなかった ときに	51
10	依頼者が証拠を偽造していたときに	56
11	依頼者との連絡がうまくいかないときに	59
(1)	依頼者がパニック障害（との申告）のため連絡がとれない	59
(2)	控訴期間中に連絡がとれない	61
(3)	依頼者が入院したため連絡がとれない	64
(4)	依頼者が生死不明で連絡がとれない	65
12	相手方・被害者との関係で困ったときに	68
(1)	相手方が死亡したケース	68
(2)	依頼者とは連絡がとれない一方で、被害者への対応ばかり が必要となるケース	69

## 第2章 裁判手続上の対応

Ⅰ	訴えの提起	76
1	訴えの提起が最善手ではなかったかもしれない	76
2	依頼者への説明が十分ではなかったかもしれない	77
3	準備書面における誹謗中傷は名誉毀損になるかもしれ ない	78
Ⅱ	裁判関係書類	85
1	必要な書類・記録を紛失しないように	85

2	必要な書類・記録を破損しないように	90
3	必要な書類・記録の保管に不備がないように	93
4	控訴状・上告状の提出が間に合わないかもしれない	96
5	答弁書・準備書面の提出が間に合わないかもしれない	97
6	訴状その他の書類の記載に不備が見つかるかもしれない	99
7	家事審判の抗告理由書の提出が間に合わないかもしれない	101
Ⅲ	期日	103
1	期日に体調不良で裁判所に行けないかもしれない	103
2	次回期日の調整がうまくいかないかもしれない	105
Ⅳ	和解	109
1	和解条項に抜けがあるかもしれない	109
2	和解条項に記載ミスがあるかもしれない	112
3	和解条項確認時に依頼者と連絡がとれないかもしれない	112
Ⅴ	事件終了後	114
1	被害者に会わないという約束を守らないときに	114
2	分割返済の約束を守らないときに	117
3	事件後に依頼者が音信不通になったときに	118
Ⅵ	裁判官・書記官との関係	121
1	裁判官・書記官にミス（誤解）があったときに	121
(1)	判決理由の誤記	121
(2)	和解条項の追加漏れ	122
2	裁判官と弁護士（代理人）に何らかの私的関係があるとわかったときに	123
Ⅶ	法務局における手続	125
1	不動産の所有権移転登記請求の「請求の趣旨」に誤りがあるかもしれない	125
2	供託金の還付請求の「被告の表示」に誤りがあるかもし	

れない ..... 125

## 第3章 弁護士報酬

1 知人の事件についての報酬でトラブルになるかもしれない	132
(1) 着手金や報酬をどのように請求するか	132
(2) 着手金の支払いと事件への着手	135
(3) 報酬の請求と事件の終了	136
(4) 報酬の回収の見込みがなくなってきたとき	139
(5) 紹介者への報告と守秘義務	141
2 会社は無断でした相談についての報酬でトラブルになるかもしれない	144
3 依頼者の資力の問題で報酬を支払ってもらえないかもしれない	146
4 反訴がなされて報酬で悩んでしまうかもしれない	147
5 顧問先と報酬でトラブルになるかもしれない	149
6 関係者からのクレームにより報酬を支払ってもらえないかもしれない	151
7 報酬支払いを理由に相談だけして受任に至らないかもしれない	157
8 依頼者から相談前に資料を読んでもほしいと言われるかもしれない	158
9 依頼者から実費込みで引き受けてほしいと言われるかもしれない	160
10 離婚事件についての報酬でトラブルになるかもしれない	163
11 預かり金口座について依頼者とトラブルになるかもしれない	165

## 第4章 事務所の運営

- 1 事務所で案件を管理しないと利益相反に該当するかもしれない……………174
- 2 弁護士・事務員の間で恋愛関係のトラブルになるかもしれない……………176
- 3 事務員の待遇や服装でトラブルになるかもしれない……………178
- 4 職場に子どもを連れていかなければならないかもしれない……………181
- 5 事務所のパートナー間でトラブルになるかもしれない……………183
- 6 事務所からの独立でトラブルになるかもしれない……………184

## 第5章 悩ましい対応と懲戒リスク

- 1 依頼者への助言により扶養義務違反になるかもしれない……………190
  - 2 依頼者への助言により強制執行妨害になるかもしれない……………197
  - 3 被疑者からの伝言により証拠隠滅の幫助になるかもしれない……………200
  - 4 依頼者から懲戒請求されるかもしれない……………203
  - 5 相手方から懲戒請求されるかもしれない……………206
- ・研究会参加者一覧……………209